

大阪府法人後見支援事業  
「地域における公益的な取組」  
としての法人後見について

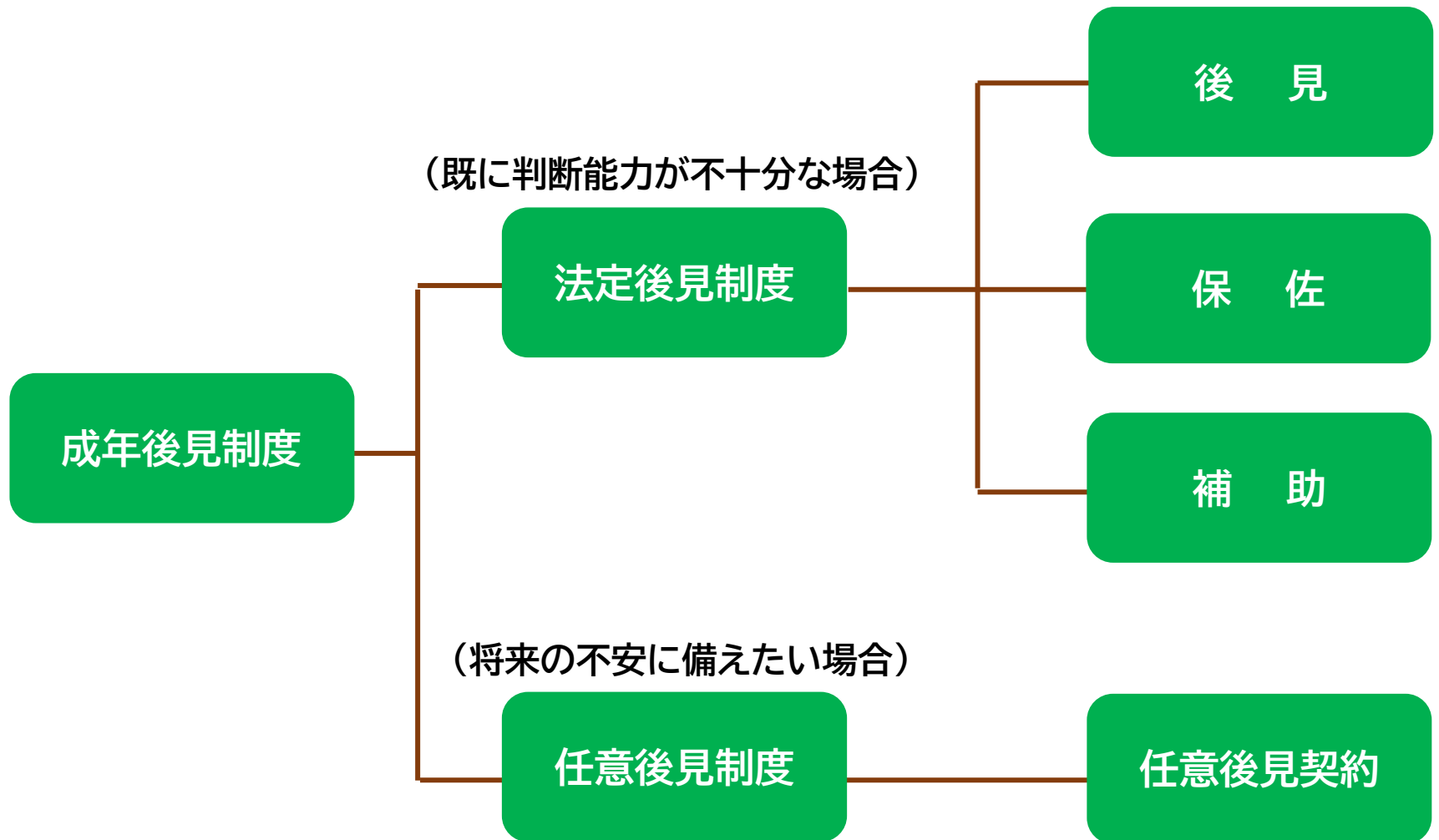


©2014 大阪府もずやん

大阪府福祉部地域福祉推進室地域福祉課

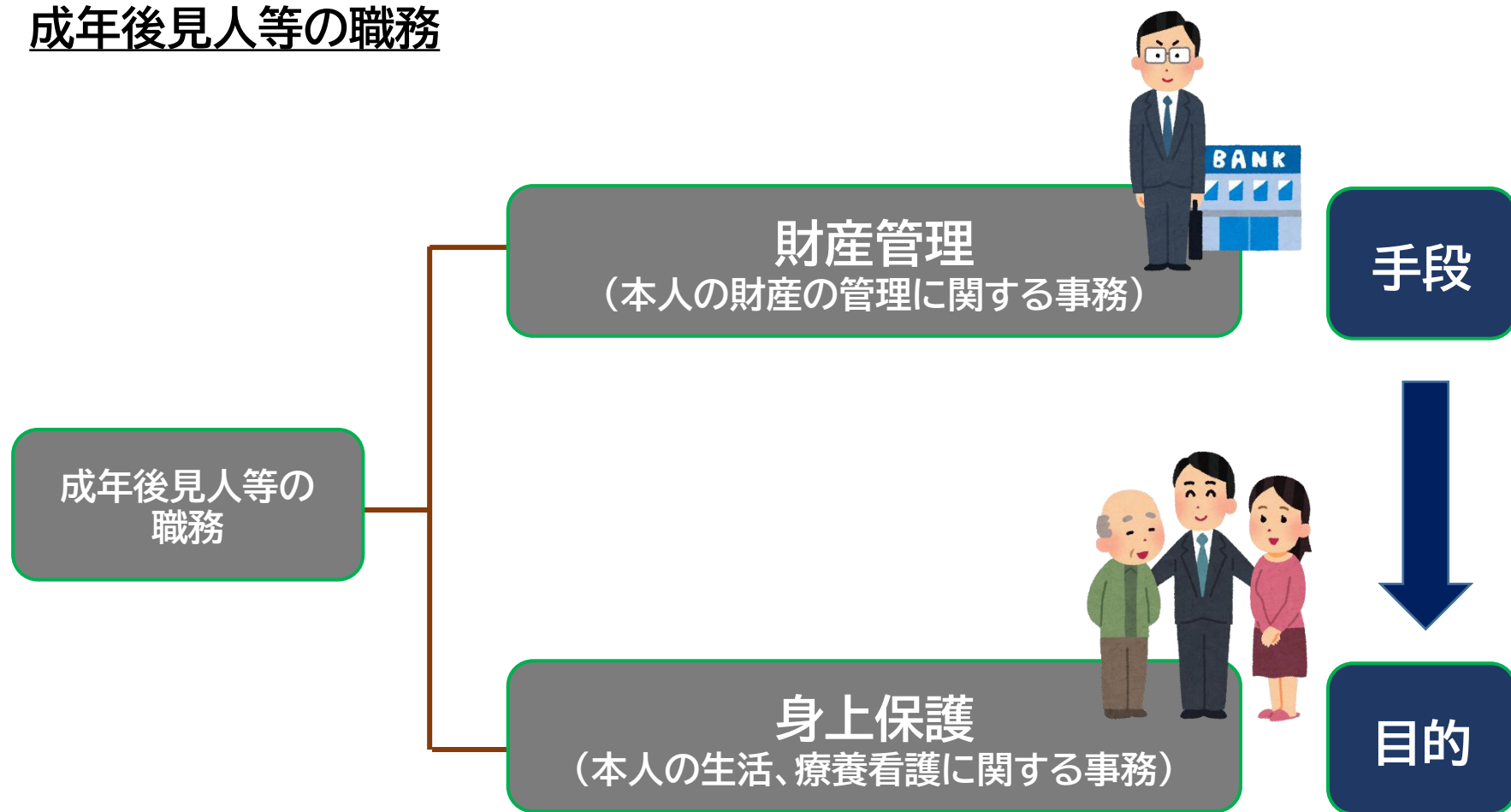
# 1. 成年後見制度とは

## 法定後見と任意後見



# 1. 成年後見制度とは

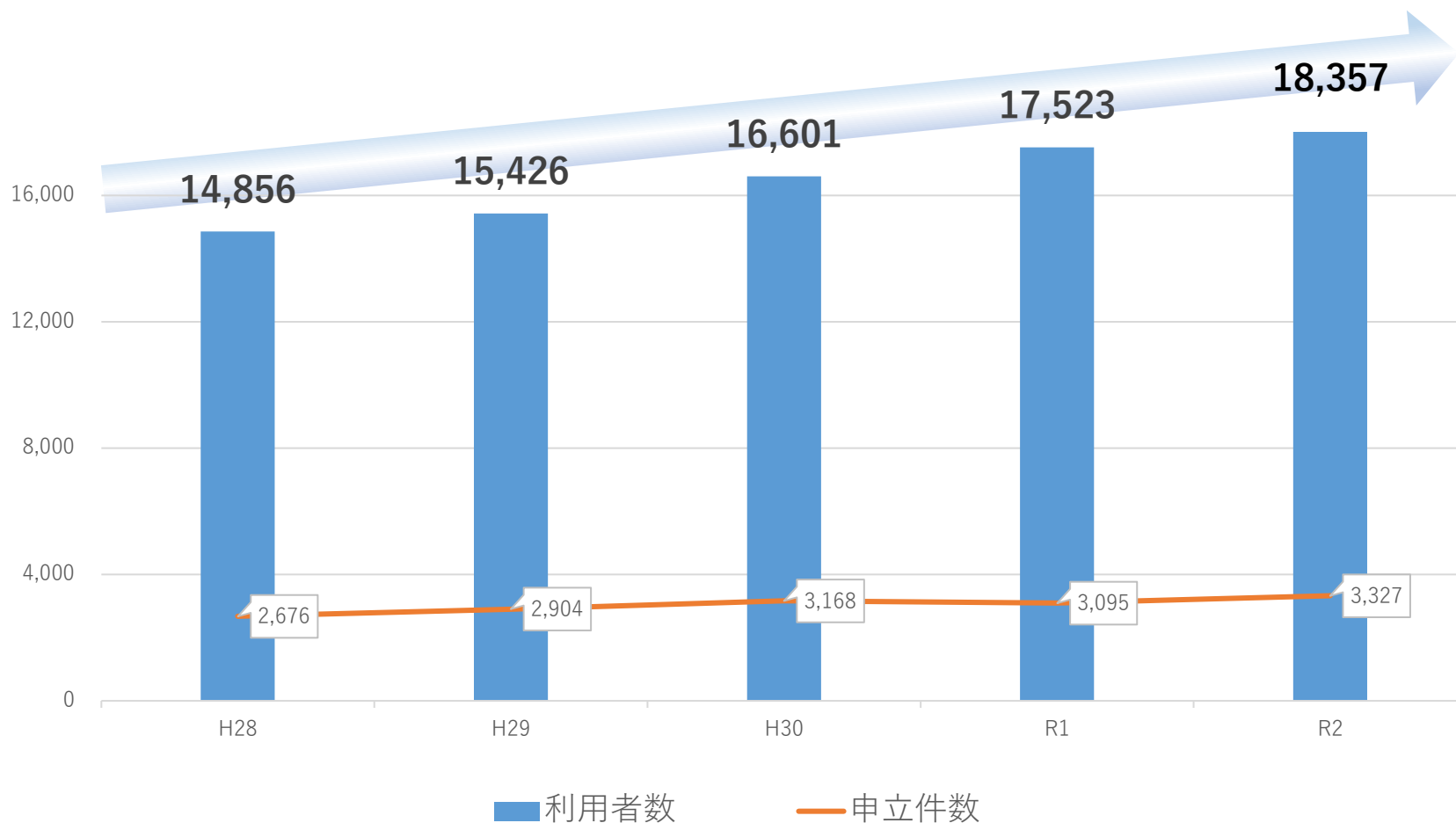
## 成年後見人等の職務



# 1. 成年後見制度とは

## 大阪府の成年後見制度の利用状況

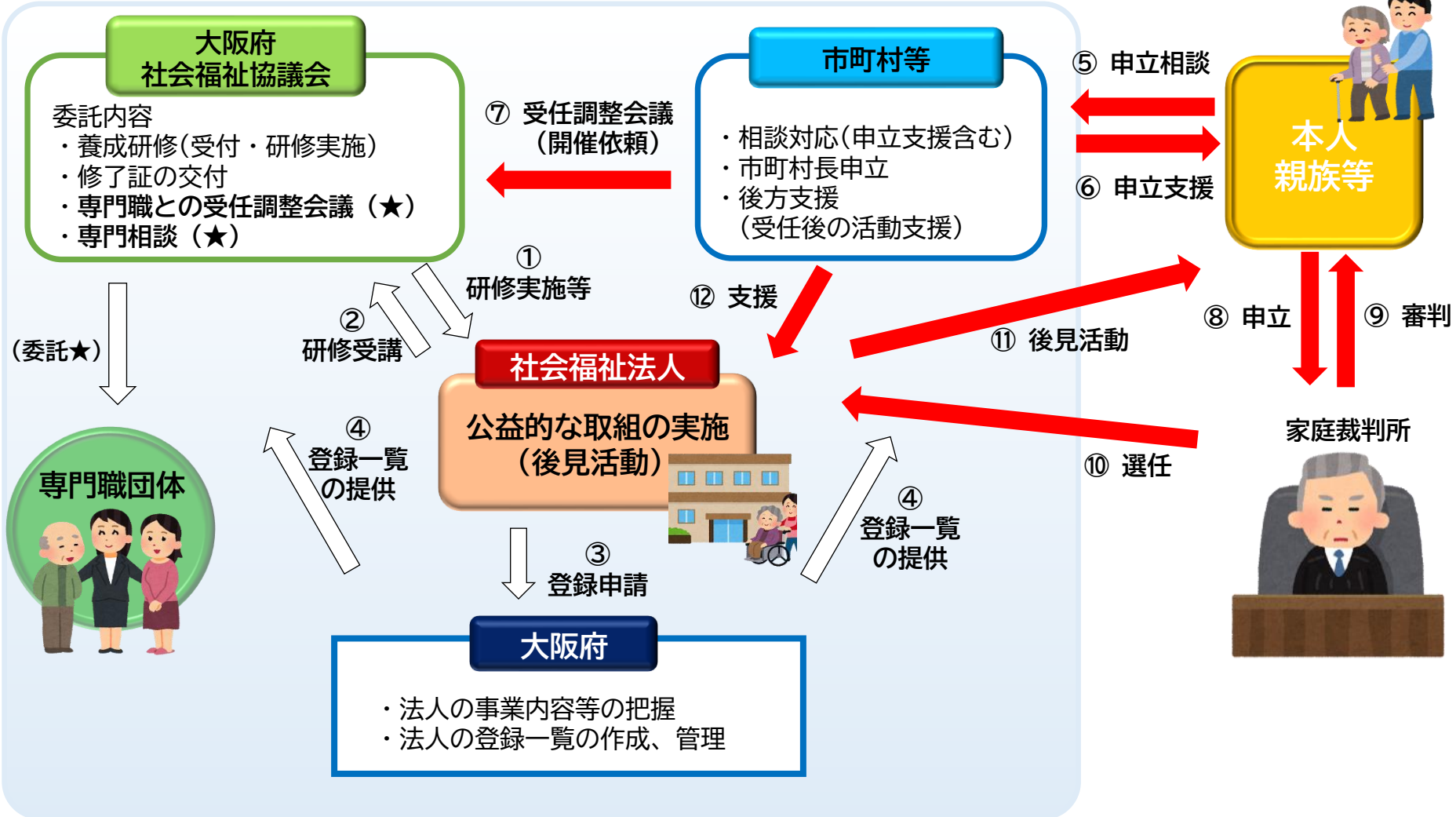
(成年後見制度利用者数、申立件数の推移)



出典：大阪家庭裁判所「成年後見関係事件の概況」（平成28年1月～令和2年12月）

## 2. 「地域における公益的な取組」としての法人後見

### 全体スキーム（イメージ図）



### 3. 受任対象者

後見・保佐・補助の法定後見制度を利用され、以下のすべてに該当する方

- ① **高額の資産をもっていないこと**  
生活保護受給者やそれに準じる方、後見報酬を資産から支弁できない方
- ② **法的な措置等、複雑な支援を必要としないこと**  
急迫した虐待や権利侵害、親族間の係争等がなく比較的落ち着いた方  
複雑な不動産の処分、相続や遺産分割などの対応を要しない方
- ③ **居所エリアが定まっていること**  
今後も実家や施設での生活を希望している方、入居する施設が決まっている方
- ④ **社会福祉法人の長所を活かした後見活動を必要としていること**  
独居では若干の不安があるが、地域のネットワークで見守ることにより、  
希望する自宅での生活を継続できる方

▶ **利益相反**の恐れがある場合は、受任することができません

例1) 当該法人が運営する施設の入居者

例2) 当該法人の福祉サービスの利用者

例3) 当該法人と理事を同じくする法人の施設入居者及び福祉サービスの利用者

## 4. 後見活動

### 法人後见人等の職務

#### ① 財産管理（日常的金銭管理）

本人の定期的な収入を適切に管理し、長期的な展望に立って計画的に財産を管理する

- (例) ・ 印鑑や預貯金通帳の保管・管理  
・ 収支の管理（預貯金の管理、年金・給料の受領、公共料金・税金の支払等）  
・ 不動産の維持・管理（固定資産税の支払を含む）

#### ② 身上保護（定期（**月1回以上**）・臨時訪問による見守りを行う）

本人の生活や医療・福祉サービス等の身の回りのことについて、本人に寄り添った丁寧な意思決定支援や自己決定権の尊重をしたうえで、契約等の法律行為を行う（介護等の事実行為は含まれない）

- (例) ・ 日常生活の見守り  
・ 介護や生活の維持に関すること  
（福祉サービス利用契約・解約、利用料の支払、サービス内容の確認等）

#### ③ 家庭裁判所への報告

選任後すぐの「財産目録」及び「収支予定表」の提出及び本人の生活状況や財産状況についての報告（通常は年に1回）  
また、市町村との定期的な情報交換（月1回）

## 4. 後見活動

### 主な留意事項

- ① 報酬付与の申立をしない  
(後見活動に要するすべての経費について、社会福祉法人が負担)
- ② 専門職員を1名以上配置  
(他部署との兼務可、できるだけ複数名の配置をお願いします)
- ③ 後見業務に関する損害賠償保険の加入を推奨  
(保険料は社会福祉法人が負担)
- ④ 定款への記載は不要



## 5. よくある質問

Q. ご本人を訪問する際の交通費は、だれが負担するのですか？

A. **社会福祉法人が負担します。**

「地域における公益的な取組」として法人後見を行うことから報酬付与の申立を行わず、また後見事務に係る全ての経費も、社会福祉法人の負担となります。

Q. 今、法人の施設に入居されている方の後見人になれますか？

A. **後見人になることはできません。**

利益相反回避の考えから、以下のような場合は受任することができません。

例1) 当該法人が運営する施設の入居者

例2) 当該法人が運営する福祉サービスの利用者

例3) 当該法人と理事を同じくする法人の施設入居者及び福祉サービスの利用者

Q. 後見事務と自分の本来業務との両立が難しいのですが・・

A. **法人として取り組む事を意識してください。**

特に受任直後は作成しなければならない書類も多く、業務量として少なくはありません。法人として受任するという観点から、誰か一人に負荷がかからないよう、法人が業務配分を考慮し取組を行ってください。

